

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、昭和 55 年に 11,460 人だったが、令和 4 年には 4,664 人で、比較すると 6,796 人(△59.3%)減少している。

また、年齢階層別に昭和 55 年と令和 4 年を比較すると、14 歳以下の人口は、△1,852 人(△87.0%)、15～64 歳は△5,476 人(△72.0%)と共に大きく減少しているのに対し、65 歳以上については、532 人(30.8%)増加している。年齢構成でも、令和 4 年で総人口 4,664 人に対して、65 歳以上の高齢者が 2,261 人と 48.5%を占めるに至り、全国(29.0%)及び県(32.4%)平均を大きく上回り高齢化が進んでいると共に、14 歳以下の年少人口は 276 人で 5.9%となっており、今後も人口減少、少子高齢化は進むと予想される。

本町の主要産業は、森林資源を活用した製材業や、割箸・三宝、神具製造等の地場産業である木材加工業だが、木材需要の減少や輸入品の増大に加え、小規模事業者が多いことによる機械化の遅れも相まって、全体として低迷を続けており従事者の減少や高齢化が進行している。

また、農業にあっても緩やかな丘陵地等を活かした柿やぶどう、梅などの果樹を中心に、水稻、菊やバラ、花木、そ菜類等が生産されているが、産地間競争の激化や価格の低迷などの影響で若者等の離農及び高齢化が進んでいることから農家数は減少している。特に、山間地域において農業の維持が困難な農家も増加しており、放棄地も増加傾向にある。

商業は、交通面や地形上で不利な立地となっており、日常的な買い物も町外で行う人が多いことから、商店数は全体として減少を続けており、町内での生活必需品の調達も困難になってきている。

令和 3 年の産業大分類別事業所数及び従業者数は、製造業の 52 事業所、従業者数 469 人に次いで卸売・小売業 69 事業所 240 人、医療・福祉の 14 事業所 291 人となっており、第一次産業である農林業はわずか 5 事業所 36 人となっている。

このような現状から町内の中小企業者等は、後継者不足や販路の拡大、設備投資資金の確保等といった面において、経営課題を抱えている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、本計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組みを促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、雇用の創出及び産業集積に繋がらないと見なし、売電目的のために設置する場合は対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組みを促すため、本計画の対象区域は下市町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組みを促すため、下市町内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する
- ・公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税等の滞納がないこと